

委 員 長 報 告 書

さる 3 月 11 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 26 号 橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症
を原因とする人権の侵害を防止する条例について
を審査するため、3 月 17 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成多数
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告い
たします。

記

議案第 26 号は、全国的に新型コロナウイルス感染症を原因とした誹謗
中傷等が行われていることを踏まえ、感染症を原因とする誹謗中傷等の人
権侵害を未然に防ぎ、市民すべての基本的人権が尊重され、安心して暮ら
せるまちづくりの取組みを推進するものである。

委員から、既に施行されている橋本市人権尊重の社会づくり条例（以下
「人権尊重の社会づくり条例」という。）は人権全般に関する施策を総合的
に行うことを目的とした条例で、またその条例に規定している橋本市人権
尊重の社会づくり審議会（以下「審議会」という。）において新型コロナウ
イルス感染症を原因とした誹謗中傷等を含むあらゆる人権侵害に対する審
議等が行われるのであれば、本条例は必要ないのではないか とのただし
があり、人権尊重の社会づくり条例は理念的な条例で、具体的な取組みま
では明記していないことから、個別の人権課題に対し必要性があれば個別
の条例を制定し、具体的な施策を進めるべきであると考えている との答
弁がありました。

本条例案の作成にあたり罰則規定を設けることは検討したか とのた
だしがあり、条例ではなく法による規定が適当と考えており、和歌山県と
ともに国に対し法的整備を求め働きかけているところである。本条例案で
は段階的に指導、助言、勧告に係る規定を設けているが、勧告措置にまで
至ることがないよう誹謗中傷等の防止の啓発に努める との答弁がありま

した。

第 10 条（相談体制の充実）に関する市の対応について ただしがあり、現在、人権・男女共同推進室の職員、女性電話相談窓口、または市文化センターの職員による相談体制をとっている。また人権擁護委員に人権に関する相談対応の研修を受講いただいた上で、月に 1 回程度、相談窓口を開設し対応いただいている との答弁がありました。

感染症を原因とする誹謗中傷等の相談窓口開設に係る市民への周知について ただしがあり、案内チラシを新聞折り込みや全戸配布することにより周知した との答弁がありました。

第 11 条に規定しているインターネット等における感染症に係る誹謗中傷等の書込み等の監視について ただしがあり、職員により週に 1 回から 2 回程度、インターネット上に書込み等がないか調査している。なお、これまで本市においては、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等は見当たらない との答弁がありました。

感染症に係る誹謗中傷等は誰が判断するのか とのただしがあり、基本的には人権・男女共同推進室が情報収集したうえ、庁内で組織する橋本市人権行政推進本部会議に諮り、最終的にはその会議において市長が判断する。なお、判断が難しい案件については、弁護士を含む委員からなる審議会の意見等を伺う場合もある との答弁がありました。

差別問題は様々あるが、インターネットによる誹謗中傷等を専門とする弁護士によると、プロバイダーに対しプライバシー侵害やサイトの規約に違反する書込み等について、名誉棄損による削除要請を行うことは、表現の自由を制約することに繋がりがねないとの見解があるが、そもそも市が削除要請することは法的に可能か とのただしがあり、インターネット上の書込み等に対し、市はあくまで削除要請を行うのみで、削除の判断についてはサイトの管理者に委ねられている。また、本条例案については市の顧問弁護士と相談した上で作成しており、他自治体においても同様に規定している事例があることから問題ないと考えている との答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等があってはならないということをお前提に申し上げるが、人権尊重の社会づくり条例が既に施行されており、女性や高齢者、人種等あらゆる人権について誹謗中傷等があるなかで、本条例のように特化した条例を制定することに問題がある。また誹謗中傷等無くすために勧告することは真の解決には繋がらず、むしろ市民に正しい知識と理解を深めてもらい、これを広げていくことに注力すべきであると考え、本議案に反対するとの討論がありました。

原案に賛成の立場から、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、国内においても多くの方が苦しみ、また医療・介護従事者等におかれては対応に尽力いただいている。そうした状況で、本条例は市民に今後の人としての在り方の骨格を示していただいたと認識しており、本市が進むべき方向が見えたようにも感じている。今後も条文については、知識を深めていくなかで、色付けする内容が出てきた際は都度、改正し、より良い条文となることを要望し、本議案に賛成するとの討論がありました。